

(案)

「客引き等を防止するための条例制定の是非等」

に関する

答 申

令和3年11月

「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」

はじめに

近年、全国の主要な繁華街において、一部の居酒屋やカラオケ店等の客引きが、通行人に対して頻繁に声掛け等を行い、安全で安心な通行を妨げており、札幌市においても、すすきの地区を中心に同様の事例が確認されています。

札幌市では、「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例」により、すすきの地区を中心とした指定区域内において、風俗店や性風俗店等の客引きや勧誘を規制していますが、多くの政令市では、全ての業種の客引きや勧誘を規制し、客引きや勧誘行為を減少させているところです。

このような状況の中、札幌市から「客引き等を防止するための条例制定の是非等」について検討を行うため、私たち14人の委員（臨時委員を含む。）で構成する「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会」に対し、令和3年3月29日に諮問が行われました。

札幌市より受けた諮問は、条例の制定にあたり、市民生活や事業活動に与える影響を考慮することが求められるなど専門性が高い内容であることや内容が多岐に渡ることから、審議会では部会を設置して集中的に審議を行いました。

審議の過程においては、条例制定の是非や規制内容について、各委員の見地に基づいた積極的な議論が交わされ、その結果、大変意義深い答申ができあがったと自負しています。

この答申の趣旨が新たな条例に反映され、条例の施行により、札幌市が魅力と活力にあふれる安全で安心なまちになっていくことを切に望みます。

令和3年11月〇日

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

会長 吉田 敏雄

目 次

I	委員名簿	1
II	諮問から答申までの審議経過	2
III	「客引き等を防止するための条例制定の是非等について」	3
1	検討の経緯	3
2	調査結果等	3
(1)	現状の確認	3
(2)	アンケート結果	3
(3)	客引き実態調査の結果	4
(4)	営業の自由	6
(5)	要望書	6
3	条例制定の是非	6
(1)	「賛成」の主な意見	6
(2)	「反対」の主な意見	7
4	客引き等を防止するための規制内容等	8
(1)	目的	8
(2)	規制行為	8
(3)	罰則・処分	10
(4)	責務	10
(5)	その他	11
IV	条例案の想定項目	12
V	参考資料	15
1	北海道迷惑防止条例	15
2	審議会及び部会における検討資料	15

I 委員名簿

【審議会】

(会長)	吉田	敏雄	北海学園大学 名誉教授
(副会長)	山崎	正史	(公財) 北海道防犯協会連合会 専務理事
	相内	雄介	公募
	栗生	賢一	厚別南町内会連合会 会長
	桑原	節子	NPO 法人 女のスペース・おん 理事
	行方	幸代	(公社) 札幌消費者協会 副会長
	馬場	暁子	北海道防犯設備士協会 副会長
	福井	法正	公募
	松浦	栄子	(公社) 北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 総括事務担当者
	水谷	真理子	北海道 CAP をすすめる会 事務局長
	山本	康次	札幌市保護司会連絡協議会 会長
	和田	基志	北海道絆 men づくりプロジェクト 副幹事長

(会長及び副会長以外は五十音順、敬称略)

(臨時委員)

磯部	真士	札幌弁護士会 弁護士
張	相律	札幌商工会議所 北海道観光審議会委員

(五十音順、敬称略)

【部会】

(部会長)	吉田	敏雄	北海学園大学 名誉教授
	磯部	真士	札幌弁護士会 弁護士
	張	相律	札幌商工会議所 北海道観光審議会委員
	馬場	暁子	北海道防犯設備士協会 副会長
	山崎	正史	(公財) 北海道防犯協会連合会 専務理事

(部会長以外は五十音順、敬称略)

Ⅱ 諮問から答申までの審議経過

	主な内容
令和2年度 第2回審議会 令和3年 3月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 札幌市長からの諮問 「客引き等を防止するための条例制定の是非等」について ○ 部会の設置 答申案を作成するための専門的な検討を行う <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>札幌市長からの諮問理由</p> <p>近年、繁華街の路上において、客引きによる様々な迷惑行為が全国的に問題視されています。札幌市においては、風俗営業の誘因行為等を規制する条例が施行されているものの、薄野を中心に、一部の居酒屋やカラオケ店等の客引きが多数確認されております。このような状況を受け、本市としましては、市民や観光客等が安全に安心して繁華街を利用できる環境を整備するため、客引きを防止するための新たな規制について、早急に検討する必要があります。</p> <p>つきましては、「客引き等を防止するための条例制定の是非等」についてのご意見、ご議論をいただきたく、ここに諮問いたします。</p> </div>
第1回部会 8月10日(火)	○ 「客引き等を防止するための条例制定の是非」についての審議
第2回部会 9月16日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「客引き等を防止するための条例制定の是非」についての審議 ○ 規制の論点等についての意見交換・検討
第3回部会 10月22日(金)	○ 規制の論点等についての意見交換・検討
令和3年度 第2回審議会 11月2日(火)	○ 答申の確定
11月〇日()	○ 札幌市長への答申

Ⅲ 「客引き等を防止するための条例制定の是非等について」

1 検討の経緯

令和3年3月に札幌市長より、「札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会（以下「審議会」という。）」に対し、「客引き等を防止するための条例制定の是非等」について諮問を受けたことから、新たに部会を設置し、専門的な見地から検討を行いました。なお、審議に当たっては、札幌市が実施した客引きに関する市民アンケートや客引きの実態調査の結果等を基に、憲法で保障されている営業の自由を考慮の上、条例制定の是非について慎重に検討を行いました。

2 調査結果等

(1) 現状の確認

近年、すすきの地区を中心に、路上を歩く通行人に対し、居酒屋、カラオケ店、メイド喫茶（以下「飲食店等」という。）へ誘う「客引き」及び「客待ち」等の行為が数多く確認されており、北海道迷惑防止条例で規制されている「執拗な客引き」ではないものの、通行人に対して頻繁に声掛けを行う、客引きを行うために複数のグループが特定の歩道に留まるなど、市民や観光客等が公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害するとともに、札幌市のイメージダウンに繋がっている可能性があるとの報告を受けました。

(2) アンケート結果

ア 市民全般へのアンケート

【札幌市によるアンケートの実施概要】

実施時期：令和3年7月5日（月）～7月14日（水）

実施方法：インターネットアンケート

回答者：札幌市在住の480人（男性240人、女性240人）

本アンケートは、札幌市が広く市民に対して、客引きや勧誘（スカウト）全般に対する印象や規制の賛否等の意識を調査したものです。

この結果としては、客引きや勧誘（スカウト）全般について、市民の約9割が好ましく思っておらず、市民の約7割が何らかの規制を行う必要性を感じていることが確認できました。

なお、客引きや勧誘を好ましく思わないと回答した方の、回答理由は、「ぼった

くりに遭いそうで不安がある (71.3%)」、「いきなり声を掛けられ、不快な気分になる (58.2%)」、「通行の邪魔になる (54.1%)」、「安心して街を歩きにくい (53.1%)」、「札幌市のイメージを損なう (41.5%)」であり、客引きや勧誘に対して、不安や不快、通行の邪魔などの印象を持っていることが確認できました。

イ すすきの利用者等へのアンケート

【札幌市によるアンケートの実施概要】

実施時期：令和3年8月21日（土）～9月2日（木）

実施方法：すすきの地区、狸小路地区、大通地区の

○居酒屋やカラオケ店等の利用客

○地元住民（町内会）

○地元の会社員や団体職員

回答者：670人（男性348人、女性299人、無回答23人）

本アンケートは、札幌市が、実際に客引きを受けたことがあると思われる「すすきの地区」や「狸小路地区」などの「居酒屋やカラオケ店等の利用客」、「地元住民（町内会）」、「地元の会社員や団体職員」に対して、条例の規制対象となり得る客引きの業種や行為を限定した上で市民の意識を調査したものです。

この結果としては、執拗でない飲食店等の客引きについて、市民の約7割から8割が好ましく思っておらず、市民の約7割から8割がこれらの客引きに対して規制を行う必要性を感じていることが確認できました。

(3) 客引き実態調査の結果

【札幌市による第1回客引き実態調査の実施概要】

実施時期：令和3年7月2日（金）、3日（土）

営業：午後8時まで 酒類：午後7時まで※

令和3年7月16日（金）、17日（土）

営業：午後9時まで 酒類：午後8時まで※

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、飲食店等へ行った
営業時間及び酒類提供時間の自粛要請内容

実施場所：すすきの、狸小路、JR札幌駅、地下鉄北24条駅、地下鉄琴似駅の周辺区域

実施時間帯：午後6時～午後11時

調査内容：客引き行為の業種別行為者数、実施場所を目視により確認

【札幌市による第2回客引き実態調査の実施概要】

実施時期：令和3年8月27日（金）

実施場所：すすきのの旧ラフィラ前・ニッカ看板前の交差点、南5～6条
周辺区域

実施時間帯：午後7時～午後9時

調査内容：飲食店等の客引きの実態及び客引きの業種区分

ア 客引き行為者数

第1回実態調査の結果、「すすきの、狸小路、JR札幌駅周辺」の範囲における客引きは、時間帯別により1時間当たり24人から84人、平均で約55人いることが確認できました。また、地下鉄北24条駅や地下鉄琴似駅周辺には、時間帯別により1時間当たり0人から5人の客引きの存在を確認できました。

イ 業種別

第1回実態調査では、客引き行為者の属する業種を、「居酒屋、カラオケ、メイド喫茶」と業種が不明な「その他」に区別し、それぞれの客引き行為者数を目視で調査した結果、「すすきの、狸小路、札幌駅周辺」における「飲食店等」の客引きは、時間帯別により1時間当たり11～48人、平均で約30人いることが確認できました。また、「その他」は、時間帯別で0～54人、平均で25人いることを確認できました。第2回実態調査では、第1回の目視による実態調査では「その他」に区分されていた客引きの業種を調査した結果、飲食店等に区分される「ガールズバー」の客引きが、午後8時以降の時間帯で十数名程度いることが確認されており、「飲食店等」の客引きの人数は更に多い可能性があることが確認できました。

なお、第1回の調査日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、飲食店等に営業時間及び酒類提供時間の自粛を要請している期間であり、利用客等の人流が抑制されていた時期であることから、実際の客引き行為者数は、更に多い可能性があります。

ウ 執拗でない客引き

飲食店等の客引きのうち、北海道迷惑防止条例で規制されている執拗な客引きを行っている者は、第2回実態調査では確認できず、全ての客引きが執拗でないものの、通行人へ頻繁に声掛けをする客引きを確認できました。

(4) 営業の自由

日本国憲法第 22 条には、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。」と規定されており、この職業選択の自由には、営業の自由も含まれていると解されています。従って、客引き行為等については、公共の福祉に反しない範囲で、自由が認められるものと考えられます。

(5) 要望書

令和 3 年 8 月 31 日に、地元町内会や関係団体からなる「すすきの・狸小路・大通地区安全安心まちづくり協議会」より、札幌市に対して「客引き等を防止するための条例」制定に向けた要望書が提出されました。この中では、繁華街・中心街における客引き等の実態や規制の必要性について触れながら、条例制定を強く望んでいる内容でした。

3 条例制定の是非

条例の制定について、アンケートや実態調査の結果等から部会において審議を行ったところ「賛成 3、反対 1」となり、部会として「賛成」となりました。また、審議会においても、賛成となりました。

審議会・部会における主な意見は下記のとおりです。

(1) 「賛成」の主な意見

- ・客引きが多数存在することにより、札幌市や札幌市の顔とも言えるすすきののイメージが悪化している。
- ・札幌を象徴するまちのイメージは、すすきの交差点や大通公園であり、この二つのエリアをクリーンな空間にすることによって、観光都市としての札幌市のイメージアップに繋がるのではないかと。
- ・現在はインターネットからグルメサイトを通じ、店を予約するのが基本であり、客引きという職業はなくても、営業活動を行うことはできる。
- ・客引きがいなくならないのは、多くの人が迷惑しているにも関わらず、一部の利用者がいるためである。この中には、振り込め詐欺の被害者のように騙されやすい人達や声を掛けられると性格的に断れない人も沢山いるので、こういう被害者になり得る人達をも守る必要がある。
- ・居酒屋の客引きについて、このまま放置すると、人数にしても、その手口にしても、悪くなることはあっても、よくなることは期待できないので、現状を踏

まえた新たなルールづくりが必要だと思う。

- ・客引きは、環境犯罪学の割れ窓理論における周辺環境の悪化と一緒にあり、犯罪抑止の観点からも、規制をする必要がある。
- ・客引きの実態を知っている地元関係団体からの要望があることから、条例制定の検討の余地がある。
- ・旅行、特にインバウンドの観点からは、客引きについてのイメージはあまり良くない。
- ・客引きについて、ある程度の制限はやむを得ない。
- ・居酒屋の従業員の中で好んで客引きに出る人は、あまりいないのではないかと考えており、上司の人からの命令により嫌々ながら行っているケースが多いのではないか。
- ・条例を制定するとなった場合、客引きが便利だった人やインターネットを使わずに営業に困っている事業主などに対して、営業手段のない店舗のための営業ツールや環境を整えてあげるなど何らかの支援が必要ではないか。

(2) 「反対」の主な意見

- ・営業の自由は、「公共の福祉に反しない限り」という制限を受けるが、本来は何者にも妨げられないというのが大前提であり、謙抑的に言っても最小限で考えられるべきことである。
- ・客引きに対しては、アンケート結果から多数の市民が否定的な意見を持っていることが確認できるが、多数決をもって自由を制限する条例の立法事実ができるかという点、直接は繋がらず、立法事実とはできないのではないか。
- ・多数の市民が否定的な意見を持っていたとしても、客引きに限らず何でも規制対象とするというのはとても危険なこと。
- ・立法事実をかなえるための手段として客引き行為自体を規制するというのは、やはり過度に広範囲過ぎるのではないか。

4 「客引き等を防止するための規制内容等」

ここでは、客引き等に対する規制内容について審議会として意見を述べていきます。なお、今回の規制内容は、市民や事業者等の権利を制限し、義務を課すことになることから、憲法で保障されている営業の自由を考慮しつつ、合理的な範囲内での規制内容となるよう留意しながら検討を行いました。

○規制内容等について

(1) 目的

近年、札幌市では、すすきの地区を中心として、路上を歩く通行人に対し、飲食店等へ誘うため、頻繁に声掛けを行う客引き行為が数多く確認されています。この行為は、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害するとともに、札幌市のイメージダウンに繋がっています。

この状況を改善するため、目的には、公共の場所における客引き行為等を防止する上で必要な事項を定め、「市民及び観光客等が、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を確保する」ことにより、「魅力と活力にあふれる安全で安心なまちづくりに寄与すること」を目的とするのが適当と考えます。

(2) 規制行為

ア 定義

公共の場所における客引き行為等を規制するにあたり、規制する場所や行為等の定義について具体的に規定することにより、営業の自由に配慮した内容にするのが適当と考えます。

イ 規制行為、規制業種

客引きや勧誘は既に他関連法令で一部業種について規制されていますが、通行人に対する行為が客引きなのか勧誘なのか区別が困難であることや規制されている業種か否かを外形上区別することが困難です。そのため、新たに策定する条例においては、条例に基づく指導等を円滑に行うために、全ての客引きや勧誘行為を規制対象とすることにより、条例の実効性を担保することが適当と考えます。

また、「客引き行為等をしてもらいたい」などと声を掛けて確認したうえで、承諾が得られた場合には規制の対象外とする「適用除外規定」を設けるか否かについて検討を行いました。

アンケート調査では、「近づいて声を掛けながら」という単純な声掛けであって

も、8割近くの方が不快に思っていると回答しています。

このことを考慮すると、客引き行為等の声掛けそのものが、不快で迷惑な行為を受けたことになることから、このような適用除外規定を設けるべきではないとの結論に至りました。

ウ 規制場所

規制の場所は、現に客引きが確認されている「道路」や公共性が高く人の集まりやすい場所と言える「公園」、「広場」、「駅」を規定する必要があると考えます。また、事業者等が所有・管理する施設等は、事業者等が管理すべきであり、対象に含めないことを基本と考えますが、その場所が不特定かつ多数の者の通行する若しくは利用する公共性の高い場所であり、管理者等の同意がある場合には、対象に含めることが適当と考えます。

エ 対象者

規制区域においては、規制の対象者を限定する必要性が見当たらないことから、市民や事業者を含むすべての人を対象とするのが適当と考えます。

オ 規制区域

客引き行為等を禁止する区域については、意見として、①実態調査の結果から客引きが多く確認されている「すすきの地区」に限定すべき、②客引きが札幌駅からすすきの地区まで一定程度確認できており、市民への分かりやすさを考えても「札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例（以下「すすきの条例」という。）と同様の区域※とすべき、③札幌市全域で規制するのが妥当である等、様々な意見が出ていることに加え、今後は設定する規制区域により客引きの動向が変化する可能性も踏まえると、札幌市が合理的な範囲で設定していくことが適当と考えます。

※北8条通、南7条線、創成川通、西7丁目通で囲まれた区域

カ 規制区域における店舗前等での呼び込み

本来、客引き行為等は、公共の福祉に反していない限りは、自由に行えることが基本となります。実際のところ、営業行為の一環として、自店舗や自敷地前において、一時的または迷惑とならない程度の客引き行為等が行われております。

他都市の条例では、自店舗や自敷地前の境界線から1メートルまでの範囲内である場合、「適用除外規定」を設けている例もあり、本条例においても、規制を最

小限にする観点から、周辺の環境にも配慮したうえで、安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害しないのであれば、規制する必要はないとの結論に至りました。

(3) 罰則・処分

ア 罰則、両罰規定

客引き行為等を規制する場合には、違反者に対して罰則を科すことで、条例の実効性を担保する必要があると考えます。

地方自治法第14条により、条例に罰則を定める場合には、条例に違反した者に対し、「行政刑罰」若しくは「秩序罰」を定めることが可能です。「すすきの条例」では行政刑罰が適用されていますが、これは、風俗営業の勧誘などを放置することによって、福祉犯罪等の重大な犯罪に繋がる可能性があることを理由として採用されたものです。一方で、今回の主な規制の対象行為は、執拗でないものの、通行人に対して頻繁に声掛けを行うなど、安全で安心な通行を妨げている飲食店等の客引き等であり、重大な犯罪に繋がる可能性が低いことを考慮すると、「秩序罰」による過料を科すことが適当であると考えます。

また、客引きや勧誘行為の多くは、事業者からの指示や依頼等に基づき実施されていること考慮すると、両罰規定を設けることが適当と考えます。

イ 公表、土地等所有者への通知

秩序罰による過料に加え、抑止的効果の観点から違反者情報等を外部へ公表することが適当と考えます。

なお、公表に当たっては、客引き等に対する指導、勧告、命令を行った上で、命令に従わない場合に公表することや公表の有無を判断する際に、対象者が違反行為に至るまでの事情等を総合的に考慮した上で判断することが適当であると考えます。

これに加え、公表を行う場合には、外部へ公表する内容を違反事業者の店舗等に利用されている土地や建物の所有者若しくは管理者へ、公表内容を通知することにより、是正への協力を求めることが適当であると考えます。

(4) 責務

ア 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図

る等、必要な施策を推進する必要があると考えます。また、施策の推進に当たり関係機関や関係団体との連携を図ることが必要と考えます。

イ 市民・事業者の責務

客引き行為等を規制する場合には、市民や事業者等に対して、客引き行為等を行わない又は行わせないことを責務に定めることが適当と考えます。ただし、客引き行為等が営業の自由で保障される行為であることを考慮すると、すべての客引き行為を規制するのではなく、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害しない客引き行為を認めるのが適当と考えます。

(5) その他

禁止地区において土地又は建物を貸与する者が、貸与に係る契約の締結に際し、その相手方に違反行為をしないことや違反行為が行われた場合には契約を解除することができる旨を努力義務として、または努力義務ではないとしても任意の規定を設けるべきかどうかについて検討を重ねました。

この規定により、予防効果として、違法な客引き行為等をしようと考えている者の入居を防ぐことができるという意見があったほか、たとえ、任意の規定であっても、ビルオーナーの間で契約条項に盛り込む事例が広がっていくことが期待できるため、このような規定を設けることは効果的であるとの意見もありました。

その一方で、民間の契約行為に対して、客引き行為等に特化した条項を一律に求めるのは、契約締結に際して負担が予想され、一般的な契約条項でも代替可能であることから、この規定は盛り込むべきではないとの結論に至りました。

IV 条例の想定項目

これまでの検討を踏まえ、審議会としては、条例に以下のような項目を盛り込むことを提案します。

第1 条例の目的

条例の目的として、「公共の場所における客引き行為等の防止に関し必要な事項を定めること」、「市民及び観光客等が、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を確保すること」、これらのことにより、客引き等の防止を推進し、もって「魅力と活力にあふれる安全で安心なまちづくりに寄与すること」を定めます。

第2 用語の定義

条例において用いる用語の定義を定めます。

公共の場所：道路、公園、広場、駅その他の公共の用に供する場所

客引き行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為

客待ち行為：客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

勧誘行為：通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為

勧誘待ち行為：勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

市民等：本市の区域内に居住し、又は滞在し、若しくは市内を通過する者

事業者等：本市の区域内において事業（その準備行為を含む。）を行う者又はその従業者

第3 市の責務

市は、条例の目的を達成するため、関係する機関及び団体と連携を図り、客引き行為等の防止に係る意識の啓発を図るなど、必要な施策を実施すべきことを定めます。

第4 市民等及び事業者等の責務

市民等や事業者等は、客引き行為等を行い、又は行わせるに当たって、公共の場所を安全に安心して通行し、利用できる環境を阻害しないよう努めるべきことを定めます。

第5 禁止区域の指定等

市は、客引き行為等及び当該客引き行為等を用いた営業を禁止する必要があると認められる区域を禁止区域に指定することができることや禁止区域を指定したときは、その旨を告示しなければならないことを定めます。

また、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができることを定めます。

第6 禁止区域における客引き行為等の禁止

何人も、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせてはならないことを定めます。ただし、禁止区域に接している土地又は建物において営業を行う市民等が当該土地又は建物の敷地に隣接する場所で客引き行為等をする場合、その他の客引き行為等をし、又はさせることが安全で安心な通行及び利用できる環境の確保に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として市規則で定める場合には、適用しない。

第7 禁止区域における客引き行為等を用いた営業の禁止

事業者等は、禁止区域において客引き行為をした者や客引き行為に関係のある者から紹介を受けて、客引き行為等を受けた者を「客として事業者の店舗内に立ち入らせてはならないこと」や「事業者が営む店舗、事務所その他の施設で役務に従事させてはならないこと」を定めます。

第8 指導

市は、第6・7に定める内容に違反した者に対し、その行為をしてはならない旨を指導できることを定めます。

第9 勧告

市は、指導を受けた者が従わないときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を勧告できることを定めます。

第10 命令

市は、勧告を受けた者が従わないときは、その者に対し、その行為をしてはならない旨を命じることができることを定めます。

第11 報告及び立入調査等

市は、必要な限度において、客引き行為等を行い、又は行かせた者に対し、報告をさせることができることを定めます。また、必要な限度において、事業者等の店舗等に立ち入り、必要な調査又は関係者に対し質問することができることを定めます。なお、立入調査又は質問をする職員については、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならないことを定めます。

第12 公表

市は、命令を受けた者が従わないときは、命令を受けた者の氏名及び住所、公表の原因となる事実、違反行為に関連する店舗等の名称及び所在地等を公表することができることを定めます。

また、上記の公表をしようとするときは、公表の対象となる者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならないことを定めます。

第 13 土地等の所有者等への通知

市は、公表をしたときに、公表がされた者の事業の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、公表の内容を通知し、是正の協力を求めることができることを定めます。

第 14 関係機関への情報提供

市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、この条例の施行に関し把握した情報を、関係機関に対し、提供することができることを定めます。

第 15 関係機関への協力要請

市は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、情報の提供、助言、その他の必要な協力を求めることを定めます。

第 16 罰則

市は、「命令に違反した者」や「報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者」に対して5万円以下の過料を科すことを定めます。

第 17 両罰規定

市は、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、過料を科すことを定めます。

第 18 適用上の注意

市は、この条例の適用に当たっては、市民等及び事業者の権利を不当に侵害しないように留意しなければならないことを定めます。

第 19 委任

市は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを定めます。

V 参考資料

1 北海道迷惑防止条例（一部抜粋）

（不当な客引き行為等の禁止）

第9条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

1～3 （省略）

4 前3号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、立ちふさがり、つきまとう等執ように客引きをすること。

2 審議会及び部会における検討資料

・札幌市公式ホームページ

（ホーム>防災・防犯・消防>防犯・安全>地域防犯>札幌市の取り組み>審議会）

・ホームページアドレス

<https://www.city.sapporo.jp/shimin/chiiki-bohan/shingikai.html>